

### 第32回西多摩地区消防大会が開催されます



西多摩地区の8市町村から、小型動力ポンプの部5隊、自動車ポンプの部8隊がそれぞれ代表として出場し、日ごろの訓練

成果を競います。  
▽日時 9月22日(日) 午前10時  
※予備日は23日(月)  
▽場所 明星大学青梅キャンパス

※あきる野市消防団からは第4分団第2部(小型動力ポンプの部)、第2分団第2部(自動車ポンプの部)が出場します。

▽内容 式典、消防操法審査、東京消防庁音楽隊演奏、カラオケ、ガイズ隊演技など  
▽問合せ 地域防災課防災係

### 介護教室(講演会)

「認知症・老人性うつについて正しい知識を得よう」

▽日時 10月8日(火) 午後1時30分〜3時

▽場所 あきる野ルピア3階産業情報研修室

▽講師 精神科医師

▽対象 市内在住・在勤の方

▽定員 30人(申込み順)

▽申込み方法 9月17日(火)から電話で申し込んでください。

▽申込み・問合せ 五日市はつらつセンター(☎569・8108)

### 「認知症家族の集い」に参加しましょう

認知症の方を介護している家族が集まっています。介護の悩みを共有しましょう。参加を希望する方は、直接会場へお越しください。

▽日時 毎月第1・第3金曜日 午後1時30分〜3時

▽場所 あきる野ルピア4階会議室

### 全国地域安全運動



▽地域安全の集い(五日市警察署管内)

●日時:10月5日(土) 午後2時から

●場所:五日市会館

●内容:式典、腹話術による防犯講話「特殊詐欺に遭わない

ために」、吹奏楽演奏 あきる野市吹奏楽団「キララバンド」、ものまねショー「箱(TAKENOKO)」

▽全国地域安全運動防犯の集い(福生警察署管内)

●日時:10月5日(土) 午後2時から

●場所:瑞穂スカイホール

●内容:式典、特殊詐欺被害防止のための防犯講話、特殊詐欺被害防止のための「SNS活用」、瑞穂中学校吹奏楽部

コンサート、杉良太郎特別防犯対策による講話

▽問合せ 五日市警察署(☎95・0110)、福生警察署(☎551・0110)、地域防災課交通防犯係

### 9月20日から26日まで 動物愛護週間



には狂犬病の予防注射を必ず受けさせましょう。

▽犬の散歩はルールを守って

犬の散歩をするときは、犬が飛び出したり、首輪から抜けたりしないよう、確実に制御できるようにしてください。

●伸びるリードを使っていない方は、車道に飛び出す、人や他の小動物へ飛びかかるといった事故防止のためにも、不必要にリードを伸ばさない配慮をお願いします。公共の場(ノーリードで運動させることを目的とし、特に許されたドッグランなどの場所を除く)でのノーリードの散歩・運動はやめてください。

「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」には、犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、または運動させること。とされています。「ウチの子はおとなしいから」「ウチの子はい

### 国民年金保険料 納付書一括前払い(6か月)がお得です

令和元年度の国民年金保険料は、月額1万6410円です。

納付書で6か月分(10月から令和2年3月分まで)を一括前払いする場合、毎月支払うより6か月間で800円お得になります。

▽納付期限 10月31日(木)まで

▽納付場所 金融機関(郵便局を含む)、コンビニエンスストア

▽問合せ 青梅年金事務所(☎0428・30・3410)、保険年金課年金係

い子だから」しつけが十分にされている犬でも、他の人が見て分かるとは限りません。犬に恐怖感を感じる人もいますので、ルールを守って散歩させましょう。

▽猫の飼育は屋内で 現在の交通事情や住宅事情を考えると、猫は屋内で飼育することが望ましいといわれています。上下運動ができるよう家具の上などにも上がる工夫をし、専用のトイレ、つめとぎなどを用意することや、不妊去勢手術を実施することが屋内飼育を成功させるコツです。

▽飼い主のいない猫 耳先がV字にカットされた猫をご存知ですか?子猫が生まれないように不妊去勢手術が施された猫である印です。飼い主のいない猫(いわゆる野良猫)に不妊去勢手術を施すことによって繁殖を防止し、適切に管理することに努めてください。命を全うさせ、飼い主のいない猫を将来的にゼロにすることを目的とする活動の一環です。このように、飼い主のいない猫を動物愛護の観点から世話をする方がいる一方、放置された餌やフン尿被害などで、地域で環境衛生問題が生じていることがあります。かわいそうだからと餌を与えるだけでは、子猫が次々に生

まれ不幸な猫が増えるだけです。また、不妊去勢手術を施しても、適切な管理がなされなければ、地域の環境衛生問題は解決しません。置き餌、投げ餌は不適切な餌やりです。放置された餌は不衛生であり、他の野生動物や、ハエやゴキブリなどを引き寄せてしまうことがあります。フン尿被害はより深刻です。飼い主のいない猫の世話が適切にされていないと、トラブルにも発展します。飼い主のいない猫の世話をする場合には地域の環境に配慮をし、土地所有者の許可、近隣住民の理解を得て、トラブルとならないような世話を心掛けましょう。

▽ペットが迷子になったら 東京都動物愛護相談センターホームページ(<http://www.awic-tokyo.jp/>)で収容動物情報を確認できます。センター(☎042・581・7435)に連絡し、返還手続きをしてください。迷子になり飼い主のもとに戻ることでできない動物は少なくありません。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やその他の動物には名札などを付けましょう。

▽問合せ 健康課予防推進係

### ストップ!フン書



愛犬がみんなに愛されるように、飼い主はルールやマナーを守り、近所や地域の迷惑にならないようにしましょう!

▽犬のフン書でお困りの方へ

フン書対策のひとつとして、犬のフンが放置されている場所に、チヨークで周囲に丸をつけ、発見日時を記入し、飼い主に警告することが効果的といわれています。フン書でお困りの方には、チヨークと取組案内をお渡しします。また、フンの持ち帰りを促す看板の配布も行っています。

▽犬の飼い主の方へ 散歩時は犬のフン・尿を放置せず、フンは袋などを用意して必ず持ち帰り、尿にはペットボトルなどに水を用意し、水を十分にかけて流すなどの配慮をしてください。また、尿の処理には尿取りパッドに吸わせた後で水をかけて流す方法も効果的です。

※東京都動物の愛護及び管理に関する条例には、「動物飼養の遵守事項として、汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること、公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと」などが定められています。都条例違反とならないよう、フン・尿の処理に配慮し、地域の生活環境を守りましょう。

▽問合せ

●フン書:生活環境課清掃・リサイクル係

●犬の飼い方:健康課予防推進係